

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

北栄町は、恵まれた自然環境のもと、地域資源を活かし、優れた技術、技能、文化を受け継ぎながら産業を発展させ、町民の生活基盤を築き上げてきました。

しかし、地域社会を支える中小企業を取り巻く環境は、若者の定着率の減少・少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化等により、厳しい状況にあります。

このような状況であっても、本町が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持するためには、時代の変化に的確に対応した中小企業の持続的な発展が不可欠です。

本町の事業所の大多数を占める中小企業は、雇用、地域経済を支えているだけでなく、地域を守る人材を確保し、災害に強く安心して豊かに暮らせる社会の実現に大きな役割を担っており、事業者、町民、町、支援団体、金融機関及び教育機関が互いの役割を明確にし、町全体で中小企業の振興に取り組んでいくことを目的として平成30年4月に北栄町中小企業・小規模企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）を施行しました。

この「北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画」は、基本条例に定めた事項を実行性のあるものとし、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

第2節 本計画の位置付け

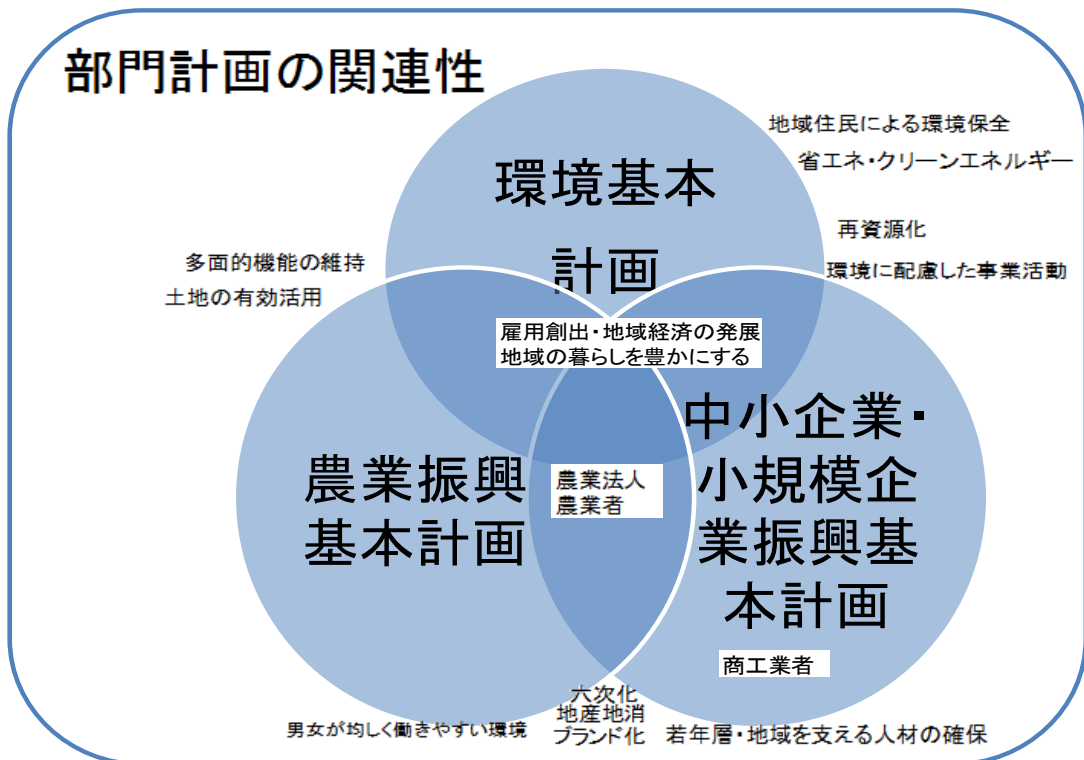
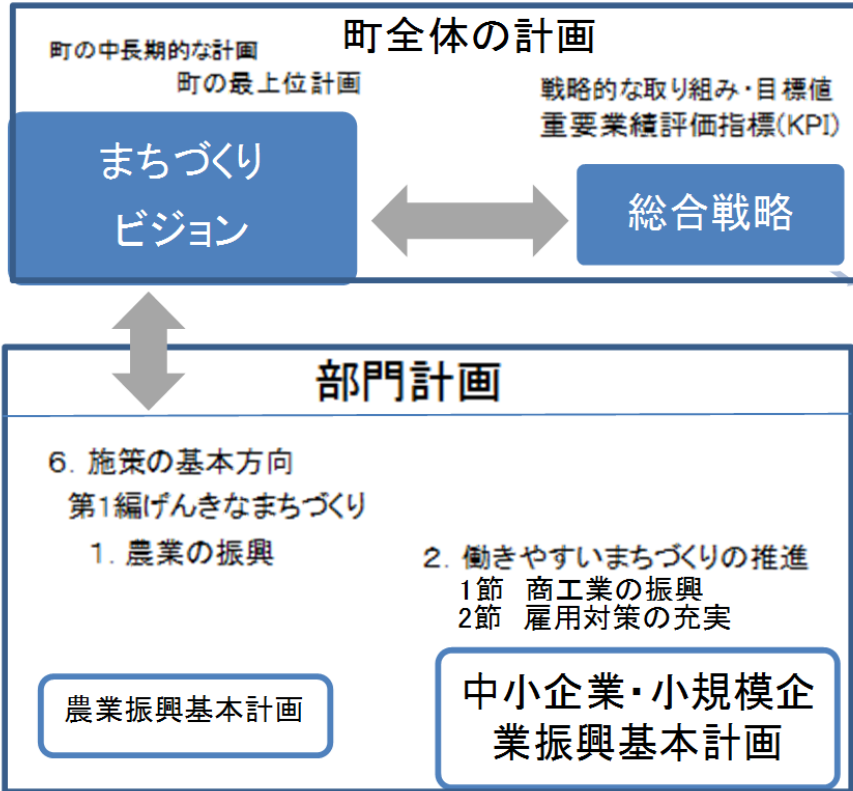
本計画は基本条例第4条の規定に基づき、中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という）の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業等の振興に当たっては、町の最上位計画で中長期的な方向性を定めた「北栄町まちづくりビジョン」、具体的な取り組みと目標値を定めた「北栄町まち・ひと・しごと総合戦略」に位置づけられた関連施策とも整合性を保ちながら取り組みをすすめます。

本計画は「北栄町まちづくりビジョン」の部門計画と位置づけます。

北栄町の重点的な取り組みの1つである環境に対する配慮については、「北栄町環境基本条例」及び「環境基本計画」に従って取り組みます。

基本条例では中小企業の定義として「中小企業基本法に規定する事業者」としており、農林漁業も該当となります。



第3節 計画期間

この計画の期間は平成31年度から平成35年度までの5カ年とします。

第4節 計画の進捗管理

経済状況の変化や計画の進捗状況、国及び県の動向等を見据えながら、基本条例第4条3項により、3年ごとに計画の検討を行い、必要に応じ見直します。

<計画の進捗管理・効果検証>

計画の進捗管理及び効果の検証については、必要に応じて北栄町中小企業・小規模企業振興基本計画策定委員会で進捗状況を報告するとともに、施策の実施状況については基本条例第15条1項により毎年度、検証、評価を行い、公表します。

<PDCAサイクルによる計画の進捗管理>

PDCAサイクルの運用により事業の妥当性や整合性について検証を行います。

